

令和3年1月19日
環境創造局管路保全課

排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要領及び
排水設備接続特例の許可に関する事務取扱要領の一部改正に関する
意見公募について（意見公募要領）

横浜市では、下水道法第10条第1項ただし書（排水設備設置義務免除）、横浜市下水道条例第3条第1項第2号ただし書（排水設備接続特例）を基に、一定の基準を満たす汚水を、公共用水域や雨水管に排水することを許可しています。この許可において、基準の見直し等を行うことに伴い、「排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要領」及び「排水設備接続特例の許可に関する事務取扱要領」を改正します。つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 意見公募期間

令和3年1月25日（月）から令和3年2月24日（水）まで

2 意見提出方法

「意見投稿用紙」に御記入の上、次のいずれかの方法により、御提出願います。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：ks-kanrohozen@city.yokohama.jp

横浜市 環境創造局 管路保全課 下水道普及担当 あて

(2) 郵送の場合

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎28階

横浜市 環境創造局 管路保全課 下水道普及担当 あて

(3) FAXの場合

FAX番号：045-641-5330

横浜市 環境創造局 管路保全課 下水道普及担当 あて

3 注意事項

(1) ご意見は、「意見投稿用紙」に日本語でご記入ください。

(2) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(3) いただいた意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。

(3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例にしたがって適切に取り扱います。

4 ご不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市 環境創造局 管路保全課 下水道普及担当 あて

電話番号：045-671-2829

以上